

兵庫県環境審議会条例

平成6年3月29日兵庫県条例第11号

改正 平成14年6月14日兵庫県条例第43号

(趣旨)

第1条 この条例は、環境基本法(平成5年法律第91号)第43条第2項及び自然環境保守法(昭和47年法律第85号)第51条第3項の規定に基づき、兵庫県環境審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員45人以内で組織する。

- 2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員若干名を置くことができる。
- 3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干名を置くことができる。

(委員、特別委員及び専門委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命し、又は委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
 - (2) 関係行政機関の職員
- 2 特別委員及び専門委員は、学識経験のある者のうちから、知事が委嘱する。
 - 3 第1項第1号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 4 委員は、再任されることができる。
 - 5 特別委員は、当該特別の事項の調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
 - 6 専門委員は、当該専門の事項の調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 会長及び副会長とともに事故があるとき、又は会長及び副会長がともに欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、会長の職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員及び議事に関係のある特別委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある特別委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第6条 審議会に、その所掌事務を分掌させるために、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員、特別委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に、部会長を置く。
- 4 部会長は、部会に属する委員のうちから、会長が指名する。
- 5 部会長の職務及び部会の会議については、第4条第3項及び前条の規定を準用する。

(幹事)

第7条 審議会に、幹事若干名を置く。

- 2 幹事は、県の職員のうちから、知事が任命する。
- 3 幹事は、会長の命を受けて、所掌事務について委員、特別委員及び専門委員を助ける。

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、審議会が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成6年8月1日から施行する。

(略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成14年7月29日から施行する。

(略)

兵庫県環境審議会の運営に関する規程

平成14年12月19日

(趣旨)

第1条 この規程は、兵庫県環境審議会条例(平成6年兵庫県条例第11号)第8条の規定に基づき、兵庫県環境審議会(以下「審議会」という。)の運営について必要な事項を定めるものとする。

(招集)

第2条 会長は、審議会を招集しようとするときは、開会の7日前までに、付議すべき事項並びに日時及び場所を示して委員及び当該会議に関係のある特別委員、専門委員に通知しなければならない。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

(会議の公開)

第3条 審議会の会議は公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合で、審議会において公開しないと決めたときは、この限りでない。

- (1) 情報公開条例(平成12年兵庫県条例第6号)第6条各号に該当すると認められる情報について審議等を行う場合
 - (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められる場合
- 2 会議の傍聴に関して必要な事項は、会長が別に定める。

(記録)

第4条 会議の概要は、会議の記録によって記載するものとする。

2 会議の記録及び審議資料は、公開する。ただし、非公開の会議の記録及び審議資料は、次の事項を除いて公開するものとする。

- (1) 発言した委員、特別委員及び専門委員の氏名
- (2) 前号に掲げる者の氏名が推定され得ると会長が認める発言部分
- (3) 情報公開条例第6条各号に該当すると認められる事項
- (4) その他公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると会長が認める事項

(代理)

第5条 条例第3条第1項第2号に規定する委員が、事故その他やむを得ない理由により審議会、部会または小委員会に出席できないときは、代理人を出席させることができる。

(参考人)

第6条 審議会において必要があると認めるときは、参考人の出席を求め、その意見を徴するものとする。

(部会)

第7条 審議会に置く部会の名称及び分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 総合部会
環境の保全及び創造に関する事項(大気環境部会、水環境部会、廃棄物部会、自然環境部会、鳥獣部会、温泉部会の所掌する事項を除く。)及び他の部会に属さない事項
- (2) 大気環境部会
大気、騒音、振動、悪臭及びその他大気環境に関する事項

- (3) 水環境部会
水質、地盤沈下及びその他水環境に関する事項
- (4) 廃棄物部会
廃棄物に関する事項
- (5) 自然環境部会
自然公園及びその他自然環境の保全に関する事項
- (6) 鳥獣部会
鳥獣に関する事項
- (7) 温泉部会
温泉に関する事項

2 会長は、必要と認めるときは、二以上の部会の所掌に係る事項について調査審議するため、二以上の部会の合同部会を設置することができる。

3 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、部会長の職務を代理する。

(諮問の付議)

第8条 会長は、知事の諮問を適当な部会に付議することができる。

(部会の決議)

第9条 部会の決議は、会長の同意を得て審議会の決議とすることができる。

2 会長は、前項の同意をしたときは、その同意に係る決議を審議会に報告するものとする。

(小委員会)

第10条 会長又は部会長は、必要な事項を調査審議させるため、そのつど審議会又は部会に小委員会を置くことができる。

2 小委員会に属する委員、特別委員及び専門委員は、会長又は部会長が指名する。

3 小委員会に小委員会の長を置く。

4 小委員会の長は、小委員会に属する委員及び特別委員の内から、会長又は部会長が指名する。

5 小委員会の長は、会務を総理し、小委員会を代表する。

6 小委員会の会議については、小委員会の長が招集する。

(部会等における準用)

第11条 第2条から第6条までの規定は、部会及び小委員会の運営について準用する。

(正副会長の部会等への出席)

第12条 審議会の正副会長は、各部会又は小委員会に出席することができる。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、運営に関して必要な事項は会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成14年12月19日から施行する。

(経過措置)

2 この規程施行前において環境審議会に付議されている事項については、改正前の兵庫県環境審議会の運営に関する規程(最終改正平成13年3月29日)による。